

平成24年度 大阪市建設事業評価（事業再評価）
に係る有識者の意見

平成25年1月
大阪市

はじめに

大阪市では、建設事業評価（事業再評価）を実施するために「平成24年度 大阪市事業再評価実施方針」を定め、これに基づき再評価の対象となる事業を継続することの妥当性について、平成24年11月15日、12月4日及び12月18日の3回にわたり「大阪市建設事業評価有識者会議」を開催し、外部の有識者から意見をお聴きしました。

このたび、3回にわたる会議における有識者の意見を次のとおりとりまとめましたので公表します。

今後、大阪市としましては、この意見の趣旨を十分踏まえ、対応方針を決定し、公表する予定です。

目次

第1 建設事業評価（事業再評価）対象事業の評価理由（選定条件）	1
第2 評価の方法	1
1 評価の視点	1
2 評価の分類	1
第3 有識者に意見を求める事項	2
第4 評価の方法についての有識者の意見	2
第5 建設事業評価（事業再評価）対象事業についての有識者の意見	3
1 意見の概要	3
2 対象事業ごとの意見等	4
事業番号 1 阪急電鉄京都線・千里線連続立体交差事業（所管局：建設局）	4
事業番号 2 阿倍野地区第二種市街地再開発事業（所管局：都市整備局）	6
事業番号 3 大阪港北港北地区臨港道路整備事業（耐震改良）（所管局：港湾局）	8
事業番号 4 北港南海浜整備事業（所管局：港湾局）	10
事業番号 5 鶴浜緑地整備事業（所管局：港湾局）	12
事業番号 6 南港南ふ頭緑地整備事業（所管局：港湾局）	14
事業番号 7 御幣島中央公園事業（所管局：ゆとりとみどり振興局）	16
事業番号 8 大和川公園事業（所管局：ゆとりとみどり振興局）	18
3 その他の意見	20
○事業の早期完了に向けた土地収用の活用等の検討について	20
○公園の整備・公園のあり方の検討について	20
別紙1 平成24年度 事業再評価 対象事業及び評価一覧表	
別紙2 平成24年度 事業再評価 対象事業位置図	
別紙3 大阪市建設事業評価有識者会議 委員名簿および開催経過	

第1 建設事業評価（事業再評価）対象事業の評価理由（選定条件）

事業再評価の対象事業は、大阪市PDCAサイクル推進要綱第7条に基づき、以下の条件に該当するものとする。

- ①国庫補助事業で、所管省庁の基準により事業再評価が必要なもの
- ②事業開始年度から起算して5年目の年度において未着工のもの
（平成20年度に事業開始分）（＊）
- ③事業開始年度から起算して5年目の年度において継続中のもの
（平成20年度に事業開始分）（＊）
- ④事業再評価した年度から5年以上が経過し、なお継続中の市の事業
（平成19年度事業再評価実施分）（＊）

⑤その他市長が特に必要と認める市の事業

＊ 平成24年度までに事業完了予定のものを除く。

第2 評価の方法

評価にあたっては、次のとおり「評価の視点」として3つの視点を、「評価の分類」として5つの段階をそれぞれ設定し、各対象事業について3つの視点ごとに評価を行い、その結果を総合的に検討し、当該事業についての5段階評価を行う。

1 評価の視点

次の視点から対象事業を定量的又は定性的に分析し、視点ごとに評価を行う。

(1) 事業の必要性

- ①社会経済情勢等の変化…事業開始時や前回再評価時と現在の情勢等の変化に対して適合できているかを確認する。
- ②事業の投資効果…費用便益分析により、現在の費用対効果が基準値以上（ $B/C \geq 1.0$ ）であることを確認する。

(2) 事業の実現見通し

- ①事業の進捗状況…進捗率から事業の進捗がどのような状況にあるかを確認する。また、事業が長期化している理由の妥当性を確認する。
- ②事業の進捗の見込み…事業の完了までのスケジュールの実現可能性を確認する。
- ③事業費の見込み…事業費の確保が見込めることを確認する。
- ④コスト削減や代替案立案等の可能性…現状では事業進捗が困難と判断される場合に、進捗阻害要因を排除するためのコスト削減や代替案立案等の可能性を確認する。

(3) 事業の優先度

- ①重点化の考え方…優先度等を考慮するため、一定の位置付けや考え方に基づいた事業であるかを確認する。
- ②事業が遅れることによる影響…事業の遅延により発生する課題、影響の大きさを確認する。

2 評価の分類

対象事業について、視点ごとの評価を基に、当該事業を継続することが適切かどうかを次の5段階で評価する。

- ・事業継続（A）…完了時期を宣言し、重点的に実施するもの

事業遅延による影響が極めて大きいため優先度・緊急度が極めて高く、また事業完了までのスケジュールの実現可能性が高い事業など。

- ・事業継続（Ｂ）…（Ａ）より優先度は劣るものの、予算の範囲内で着実に継続実施するもの
事業遅延の影響が大きく、完成に向けて着実に事業を実施する必要性があり、完了に至るまで概ね見通しがついている事業など。
- ・事業継続（Ｃ）…（Ａ）、（Ｂ）より優先度が劣り、限定的な実施にとどまるもの
事業効果が既にある程度現れているなど、事業遅延による影響が小さく早期の事業完了の必要性が乏しいものの、当面、権利者調整の進展等に応じて一定の進捗が見込まれる事業など。
- ・事業休止（Ｄ）…複数年にわたって予算の執行を行わないもの
投資効果はあるが事業を巡る社会経済情勢等との変化に対して適合していない事業や、当面の進捗が見込めずコスト縮減・代替案等により進捗阻害要因を排除する必要があるため、事業中止ではないが、事業を一時休止する事業など。
- ・事業中止（Ｅ）…事業を中止するもの
投資効果がない事業や、進捗阻害要因を排除できる可能性がなく、事業手法や事業規模等を見直しても事業継続の妥当性がない事業など。

第３ 有識者に意見を求める事項

有識者には、次の事項について意見を求めた。

- ・所管局による自己評価の方法
- ・対象事業について所管局が行った自己評価の内容及びその過程の妥当性

第４ 評価の方法についての有識者の意見

本年度の対象事業の再評価にあたって、第２に掲げる評価の方法について、有識者（６人）に意見を求めた。

その結果、評価の方法については全員が妥当であるという意見であった。

また、本年度の対象事業についての意見をすべて求めた後に、次年度以降のために、評価の方法の検討や評価全般に関して有識者の意見を求めたところ、次のとおりであった。

- ・これまでは個々の事業を単独で評価してきているが、個々の事業を評価するにあたって、全体計画の中でのバランスや部局ごとの予算制約の中でどの程度の予算を配分すべき事業なのかを考慮することで、より良い評価が行えるものと思われるため、そのような点も考慮して次年度以降評価制度を運用されたい。（塚口座長・加茂委員・水谷委員）
- ・当初計画から年月が経過し、社会経済情勢の変化に合わない点が出て来ている事業が多数あり、これらの事業については、計画の見直し・修正を推進する必要があるものと思われる。計画の限定的な変更（一部のみ実施・水準を下げて実施等）をより明確に評価できる制度や、留意事項ではなく評価として委員が変更を提案できる制度等についても次年度以降考慮されたい。（高瀬委員・松島委員・水谷委員）

第5 建設事業評価（事業再評価）対象事業についての有識者の意見

1 意見の概要

平成24年度事業再評価の対象事業についての再評価理由、所管局の自己評価、およびこれに対する有識者の意見の概要は、次のとおりである。

No	事業種別	事業名 [所管局]	再評価理由	所管局の自己評価	自己評価に対する有識者の意見の概要
1	街路	阪急電鉄京都線・千里線 連続立体交差事業 [建設局]	④	事業継続 (A)	妥当である（6人）
2	市街地 再開発	阿倍野地区第二種市街地 再開発事業 [都市整備局]	①	事業継続 (A)	妥当である（6人）
3	橋梁改良 ・補修	大阪港北港北地区臨港道路 整備事業（耐震改良） [港湾局]	③	事業継続 (A)	妥当である（6人）
4	海域環境 創造・自然再生等	北港南海浜整備事業 [港湾局]	④	事業休止 (D)	妥当である（6人） [留意事項] 事業休止中においても、大阪港の自然環境の保全向上の重要性について、忘れられることがないように引き続き広報・啓発などの情報発信に努められたい。
5	港湾緑地 整備	鶴浜緑地整備事業 [港湾局]	③	事業継続 (C)	妥当である（6人） [留意事項] 各区域の段階的な整備を順次進めるにあたっては、限られた予算で効果を最大限に発揮できるよう配慮されたい。 また、整備にあたり、今後進められる周辺の業務商業用地や住宅用地の開発状況をしっかり見据え、適宜判断して実施されたい。
6	港湾緑地 整備	南港南ふ頭緑地整備事業 [港湾局]	③	事業休止 (D)	妥当である（6人）
7	公園	御幣島中央公園事業 [ゆとりとみどり振興局]	④	事業継続 (C)	妥当である（6人） [留意事項] 事業の実施にあたっては、最も効率的に機能が発揮されるよう、この種別の公園であれば、このような設備・遊具が必要というような従来の計画論にとらわれることなく、公園の使い方や周辺地域の状況と意向を十分確認しながら事業を進めていただきたい。
8	公園	大和川公園事業 [ゆとりとみどり振興局]	④	事業継続 (C)	妥当である（6人） [留意事項] 事業の実施にあたっては、最も効率的に機能が発揮されるよう、この種別の公園であれば、このような設備・遊具が必要というような従来の計画論にとらわれることなく、公園の使い方や周辺地域の状況と意向を十分確認しながら事業を進めていただきたい。

再評価理由 凡例

- ① 国庫補助事業で、所管省庁の基準により事業再評価が必要なもの
- ② 事業開始年度から起算して5年目の年度において未着工のもの（平成20年度に事業開始分）（*）
- ③ 事業開始年度から起算して5年目の年度において継続中のもの（平成20年度に事業開始分）（*）
- ④ 事業再評価した年度から5年以上が経過し、なお継続中の市の事業（平成19年度事業再評価実施分）（*）
- ⑤ その他市長が特に必要と認める市の事業
*平成24年度までに事業完了予定のものを除く。

2 対象事業ごとの意見等

事業再評価の対象となった事業ごとの実施状況、所管局の自己評価ならびにこれに対する有識者からの確認事項と意見については、次のとおりである。

■街路

事業番号 1 阪急電鉄京都線・千里線連続立体交差事業 (所管局：建設局)

(1) 事業の実施状況

事業概要	東淀川区柴島1丁目～東淀川区上新庄1丁目(崇禅寺駅～上新庄駅付近(京都線)) 東淀川区柴島2丁目～吹田市清和園町(柴島駅～吹田駅付近(千里線))		
	高架化される駅 4駅(崇禅寺駅、淡路駅、柴島駅、下新庄駅) 工事延長 約7.1km 阪急京都線 約3.3km 阪急千里線 約3.8km 除却される踏切数 17箇所(吹田市域1箇所含む) 付属街路 8路線(L=約5.9km、W=6～10m)		
費用便益	[効果項目]交通円滑化効果 ①移動時間短縮便益 ②走行経費減少便益 ③交通事故(踏切事故)減少便益 [受益者]・市民・道路利用者・地域経済・地域社会		
	費用便益比 B/C=1.34 (総便益B:1,839億円、総費用C:1,371億円)		
進捗状況	事業開始時点(平成8年度)	再々評価時点(平成19年度)	再々々評価時点(平成24年度)
経過及び完了予定	事業採択年度 平成3年度 着工予定年度 平成13年度 完了予定年度 平成24年度	事業採択年度 平成3年度 着工予定年度 平成19年度 完了予定年度 平成32年度	事業採択年度 平成3年度 着工年度 平成20年度 完了予定年度 平成32年度
事業費	総事業費 1,613億円	総事業費 1,613億円 既投資額 約128億円	総事業費 1,625億円 既投資額 約313億円
事業規模	鉄道高架化 阪急京都線[延長:3.3km] 阪急千里線[延長:3.6km] 付属街路整備8路線[5.9km]	鉄道高架化 阪急京都線[延長:3.3km] 阪急千里線[延長:3.6km] 付属街路整備8路線[5.9km]	鉄道高架化 阪急京都線[延長:3.3km] 阪急千里線[延長:3.8km] 付属街路整備8路線[5.9km]
うち完了分	—	—	—
進捗率	—	用地取得率 82% 工事進捗率 —	用地取得率 87% 工事進捗率 — ※
	—	事業費ベース 9%	事業費ベース 21%

※工事については、平成20年度より着手し、現在全8工区で進捗を図っている。

(2) 所管局の自己評価

視点ごとの評価	《事業の必要性》 A～C(投資効果があり、社会経済情勢等の変化に対しても適合している)
	阪急電鉄京都線・千里線を高架化することにより、17箇所の踏切(うち開かずの踏切は4箇所)を除却し、道路交通の円滑化と踏切事故の解消を図るとともに、淡路駅周辺の密集市街地においては、土地区画整理事業と連携して一体的な都市基盤整備を図るものであり、防災や市民生活の基盤となる道路ネットワークの充実とともに淡路駅周辺のまちづくり及び商店街等の活性化に必要不可欠な事業である。
	《事業の実現見通し》 B(完了時期の見通しあり)
	用地取得の難物件の買収については、土地収用制度を活用し、計画的な進捗を図っていく。 高架化工事については、全8工区において用地取得の完了した箇所から順次工事進捗を図っていく。今後、工事が本格化すると多額の事業費が毎年必要となるが、大阪市並びに国についても財政状況が厳しく、公共事業費の予算確保が課題となっている。平成32年度事業完了に向け、国等に予算確保に向けた協議を行い本市予算の重点化を図ることにより、完了年度に向け着実に事業進捗を図る。
	《事業の優先度》 A(影響が極めて大きい)
[重点化の考え方]	
・17箇所の踏切除却により、道路交通の円滑化、踏切事故の解消を図るとともに、鉄道により分断されている市街地の一体化を図るため重要である。	
・鉄道の高架化と環境側道の整備により災害時における避難路及び緊急車両の進入路の確保など防災性の向上に寄与する。	
・淡路駅周辺地区土地区画整理事業は、平成32年度事業完了を目指して進めており、事業工程の整合を図る必要がある。	
・局運営方針において重点的に取り組む主な経営課題に位置付けており、重点的に予算を投資し事業を推進する。	
[事業が遅れることによる影響]	
・鉄道の高架化による17箇所の踏切の除却、道路交通の円滑化、踏切事故の解消、防災性の向上、高架下利用の促進等の効果発現の遅れや、鉄道により分断されている市街地の一体化が遅れることとなる。	
・広範囲にわたる工事に伴う地域住民の生活環境の悪化(工事騒音、振動等)が長期化するとともに、淡路駅周辺地区内においては、高架切替後の鉄道跡地に換地される予定の地権者の生活再建が遅れるなど、土地区画整理事業の進捗に直接影響を及ぼす。	

【対応方針(原案)】 事業継続（Ａ）…完了時期を宣言し、重点的に実施するもの

本事業は、17箇所の踏切（うち開かずの踏切は4箇所）を除却し、道路交通の円滑化と踏切事故の解消を図るとともに、淡路駅周辺の密集市街地においては、土地地区画整理事業と連携して一体的な都市基盤整備を図るものであり、防災や市民生活の基盤となる道路ネットワークの充実とともに淡路駅周辺のまちづくり及び商店街等の活性化に必要不可欠な事業である。

本事業の遅れは、事業効果の発現に支障をきたすとともに、工事に伴う地域住民の生活環境の悪化の長期化や土地地区画整理事業の進捗に直接影響を及ぼすため、計画的に事業進捗を図る必要がある。

用地取得交渉は一部難航しているが用地取得率は8割（約87％）を超えており、今後は土地収用制度を活用し、計画的な進捗を図るとともに、用地取得の完了した箇所から順次工事着手を行い、全8工区で工事進捗を図っている。また、建設局運営方針において重点的に取り組む主な経営課題に位置付けており、今後も引き続き、淡路駅周辺地区土地地区画整理事業と連携しながら重点的に予算を投資し、平成32年度の事業完了を目指すことから、「事業継続（Ａ）」とする。

(3) 有識者から所管局への確認事項

- ・角野委員より淡路駅周辺地区土地地区画整理事業の進捗状況との関係について質問があった。

これに対して所管局より、土地地区画整理事業（都市整備局所管）の中で新しい鉄道敷を確保する予定であり、土地地区画整理事業の進捗状況については事業費ベースで76％、地権者の移転の戸数ベースで87％となっており、平成25年度の概成を目標としていること及び連続立体交差事業の工程は土地地区画整理事業と調整をしながら進めているとの説明があった。

(4) 有識者の意見

自己評価は妥当である（全委員）

[理由等]

- ・「事業の必要性」「事業の実現見通し」「事業の優先度」の3つの視点での分析も適当であり、「事業継続（Ａ）」は妥当といえる。

■市街地再開発

事業番号 2 阿倍野地区第二種市街地再開発事業 (所管局：都市整備局)

(1) 事業の実施状況

事業概要	大阪市阿倍野区阿倍野筋1, 2, 3丁目および旭町1, 2, 3丁目ほか 施行区域面積：約28.0ha [施設建築物整備] [公共施設整備] 用途：住宅、店舗、事務所他 都市計画道路：長柄堺線他16路線 計画棟数：29棟（うち20棟住宅） 都市計画公園：阿倍野再開発1号公園他2箇所 延床面積：約728,000㎡ 駐車場：天王寺・あべの橋駅自転車駐車場他1箇所（地下式）		
	費用便益比（B／C）：1.95（総便益：8,141.84億円 総費用：4,157.85億円） [効果項目] ・商業床、業務床、住宅床等の施設建築物整備による効果 利便性、収益性の向上に伴う地価水準の向上便益 ・道路、公園等の公共施設整備による効果 利便性、快適性、収益性の向上に伴う地価水準の向上便益 [受益者] 地区内外の住民や企業等		
進捗状況	事業開始時点（昭和51年度）	再々々々評価時点（平成19年度）	再々々々評価時点（平成24年度）
経過及び完了予定	事業開始年度 昭和51年度 着工年度 昭和53年度 完了予定年度 昭和57年度	事業開始年度 昭和51年度 着工年度 昭和53年度 完了予定年度 平成24年度	事業開始年度 昭和51年度 着工年度 昭和53年度 完了予定年度 平成27年度
事業費	総事業費 約340億円	総事業費 約4,900億円 既投資額 約4,350億円	総事業費 約4,820億円 既投資額 約4,670億円
事業規模	B1・C1地区 5.3ha	阿倍野地区全体28.0ha (A1・B1・B2・C1-1・C1-2・D地区)	阿倍野地区全体28.0ha (A1・B1・B2・C1-1・C1-2・D地区)
うち完了分	—	施設建築物 67% 道路築造 60%	施設建築物 97% 道路築造 67%
進捗率	—	工事進捗率 64% 用地買収率 99% 事業費ベース 89%	工事進捗率 82% 用地買収率 100% 事業費ベース 97%

(2) 所管局の自己評価

視点ごとの評価	《事業の必要性》 A～C（投資効果があり、社会経済情勢等の変化に対しても適合している） 住環境や防災上の課題を有する当地区においては、市街地再開発事業の施行により、土地の高度利用や道路・公園等の公共施設の整備を行なうことで、防災性や利便性、快適性の向上が図られ、住環境の改善や地区の収益力の増進に資することから、事業の必要性は高い。
	《事業の実現見通し》 A（完了時期の実現可能性が高い） 用地買収は全て完了しており、施設建築物については、計画した29棟のうち27棟が完成しており、残る2棟も平成24年度に完成する予定である。 道路整備については、計画した17路線のうち12路線の整備が完了しており、未整備路線の5路線についても、全路線において工事着手しており、工事完成予定年度である平成27年度の完成が見込める。
	《事業の優先度》 A（影響が極めて大きい） ・都市整備局運営方針における取組として、「天王寺・阿倍野ターミナル周辺地区の活性化と、当事業の多額の収支不足をこれ以上悪化させないために、早期の事業完成を図る。」としており、事業の優先度は高い。
	【対応方針(原案)】 事業継続（A）…完了時期を宣言し、重点的に実施するもの 住環境や防災上の課題を有する当地区において、土地の高度利用及び公共施設を総合的に整備することで、住環境の改善が図れるため再開発事業の必要性は高く、事業進捗においては、計画した29棟の施設建築物は平成24年度に全て完成する予定であり、道路整備についても計画した17路線のうち12路線の整備が完了、残る5路線についても全線で工事着手しており、事業は平成27年度の完成に向け進捗している。 また、当事業の多額の収支不足をこれ以上悪化させないために、早期の事業完成を図る必要があることから、「事業継続（A）」とする。

(3) 有識者から所管局への確認事項

- ・高瀬委員より道路整備の進捗率について、現状67%であるが平成27年度までに完了できるかどうかについて質問があった。

これに対して所管局より、進捗率は、計画幅員全幅の整備が完了した道路の延長で算出するが、現在実施中の広幅員の幹線道路の整備については、自動車交通等を確保しながら、先ず歩道整備、続いて車道整備という進め方で幅員方向に順次整備をしていることから、進捗率に反映していないものの、整備自体は順調に進捗しているため、平成27年度の事業完了が見込めるとの説明があった。

(4) 有識者の意見

自己評価は妥当である（全委員）

[理由等]

- ・「事業の必要性」「事業の実現見通し」「事業の優先度」の3つの視点での分析も適当であり、「事業継続(A)」は妥当といえる。

■橋梁改良・補修

事業番号 3 大阪港北港北地区臨港道路整備事業（耐震改良）（所管局：港湾局）

(1) 事業の実施状況

事業概要	此花区北港白津1・2丁目～此花区北港2丁目 此花大橋の耐震改良事業：延長1,623.0m 本橋部：540m 舞洲側取付橋：437.5m 北港側取付橋：645.5m	
費用便益	費用便益比 B/C=6.50（総便益B：59.42億円、総費用C：9.14億円） [効果項目] 災害時交通の円滑化（①輸送費用削減便益、②輸送時間費用削減便益） 被害回避便益 [受益者] 市民、橋梁利用者、地域経済、地域社会	
進捗状況	事業開始時点（平成19年度）	再評価時点（平成24年度）
経過及び完了予定	事業開始 平成19年度 工事着手予定 平成21年度 事業完了予定 平成23年度	事業開始 平成19年度 工事着手 平成21年度 事業完了予定 平成26年度
事業費	総事業費 23.6億円	総事業費 7.5億円 既投資額 4.6億円
事業規模	橋梁：1橋（延長977.5m） 改良対象 10施設（1橋台/9橋脚）	橋梁1橋（延長1,623.0m） 改良対象 19施設（1橋台/18橋脚）
うち完了分	-	改良対象7施設（0橋台/7橋脚）
進捗率	-	施設改良率 37% 事業費ベース 62%

(2) 所管局の自己評価

視点ごとの評価	＜事業の必要性＞ A～C（投資効果があり、社会経済情勢等の変化に対しても適合している） 本橋は、「国際コンテナ戦略港湾」の中核となる夢洲コンテナターミナルと都心部を結ぶ物流の主要アクセス道路であるとともに、夢洲から舞洲、此花区へ至る交通路を背後地域の道路網と一体的な輸送体系を確保する緊急交通路として、本市地域防災計画に位置付けられており、耐震改良を実施することにより、災害時においてもその機能を発揮する必要がある。
	＜事業の実現見通し＞ A（完了時期の実現可能性が高い） 本事業は、港湾局運営方針にも位置付けており、今後も重点的に取り組むことで完了年度（平成26年度）での完成を目指す。
	＜事業の優先度＞ A（影響が極めて大きい） [重点化の考え方] ・平成24年度港湾局運営方針において、経営課題の一つとして「災害に強く、安全で使いやすい港の実現」をあげ、緊急交通路に位置付けられる橋梁の耐震化など、ハード整備・ソフト対策が充実した防災・減災体制を確立することとしている。 [事業が遅れることによる影響] ・災害時における夢洲コンテナターミナル（耐震強化岸壁）からの幹線貨物輸送ネットワークの形成が遅れる。
	【対応方針（原案）】 事業継続（A）…完了時期を宣言し、重点的に実施するもの 災害時における緊急交通路確保のために必要性が高く、港湾局運営方針にも位置付けているとおり、防災・減災体制を早期に確立し、早期（平成26年度）の完了を図る必要があるため、「事業継続（A）」とする。

(3) 有識者から所管局への確認事項

- ・水谷委員より事業中に地震が生じた場合に備え工程を検討しているか質問があった。

これに対して所管局より、当橋梁は3つの構造物に分かれており、うち2つは施工完了しているため、事業途中で地震が起きた場合に未施工部分に被害があっても、既施工部分への影響はないとの説明があった。

- ・松島委員より東南海・南海地震に耐えられる耐震設計となっているかということと、同地震が起こった時に道路ネットワークの関係で便益が若干変化する可能性について想定しているか質問があった。

これに対して所管局より、耐震設計については、東北地方太平洋沖地震以前の設計のため、東南海地震と南海地震が同時発生した場合のマグニチュード8.6の地震動を想定しており、マグニチュード9などの海溝型地震までは想定できていないとの説明があった。

また、道路ネットワークに関しては、夢洲から港区、住之江区への南側方向について耐震化が完了しているため、迂回を想定しているとのことであった。

- ・塚口座長より費用便益比(B/C)が比較的高くなっている要因について質問があった。

これに対して所管局より、費用が詳細設計の結果、当初の23.6億円から7.5億円と3分の1ほどになっている点が、費用便益比(B/C)が大きくなっている主たる要因であるとの説明があった。

(4) 有識者の意見

自己評価は妥当である（全委員）

[理由等]

- ・「事業の必要性」「事業の実現見通し」「事業の優先度」の3つの視点での分析も適当であり、「事業継続(A)」は妥当といえる。

■海域環境創造・自然再生等

事業番号 4 北港南海浜整備事業 (所管局：港湾局)

(1) 事業の実施状況

事業概要	此花区夢洲東地先内		
	総面積：300,000㎡ 整備内容：砂浜、人工磯、干潟		
費用便益	費用便益比 B/C=2.61 (総便益B:176億円、総費用C:67.3億円)		
	[効果項目]生態系及び自然環境の保全向上・港湾来訪者の交流機会の増加 [受益者]市民・緑地利用者		
進捗状況	事業開始時点 (平成10年度)	再評価時点 (平成19年度)	再々評価時点 (平成24年度)
経過及び完了予定	事業開始年度 平成10年度 着工年度 平成10年度 完了予定年度 平成21年度	事業開始年度 平成10年度 着工年度 平成10年度 完了予定年度 平成35年度	事業開始年度 平成10年度 着工年度 平成10年度 再開予定年度 平成35年度
事業費	総事業費 約99億円 既投資額 約11億円	総事業費 約99億円 既投資額 約11億円	総事業費 約99億円 既投資額 約11億円
事業規模	海浜整備 300,000㎡	海浜整備 300,000㎡	海浜整備 300,000㎡
うち完了分	—	海浜整備 0㎡	海浜整備 0㎡
進捗率	—	工事進捗率 0%	工事進捗率 0%
	事業費ベース 11%	事業費ベース 11%	事業費ベース 11%

(2) 所管局の自己評価

視点(1)の 評価	《事業の必要性》 A～C (投資効果があり、社会経済情勢等の変化に対しても適合している) 本事業は、大阪湾の最奥部にある北港南地区に位置する北港南海浜について、砂浜や人工磯、干潟などを機能的に組み合わせることにより、生物が生育しやすいというおののある風景を創出し、自然環境と調和した豊かな海浜を整備することである。また、豊かな生態系を育む海浜を整備することにより、海の水質浄化能力の回復に寄与するなど、水質をはじめとした良好な港湾環境の形成を図り、大阪港を次世代に引き継ぐ、豊かで美しい港とするとともに、多くの市民にとっての憩いの場及び環境学習の場を提供するため、必要な事業である。 また、平成9年度には旧運輸省から公共工事に伴って発生する建設副産物や浚渫土砂・陸上残土を有効に利用した海浜・磯場の創造等、生物形態系にやさしい港づくりを進めていく取り組みとして環境と共生する港湾(エコポート)の実現に向けたエコポートモデル港として指定を受けているため、必要な事業である。
	《事業の実現見通し》 D (当面進捗が見込めないが、コスト縮減や代替案立案等の可能性あり) 夢洲地区では、良好な都市環境の保全や公害防止、大阪港の機能強化を目的として、廃棄物、建設工事に伴う掘削残土、浚渫土砂の受入れを行っており、受入れが終了した区域から開発用地として順次土地利用を図るとされており、第2期開発用地の土地利用が進むことにより、当該事業までの交通機能が確保される見込みであることから、第2期開発用地の開発開始予定年度と併せた平成35年度の事業再開を目指す。
	《事業の優先度》 D (影響が極めて小さい) [重点化の考え方] ・重点化の位置付けはない。 [事業が遅れることによる影響] ・自然環境と調和した豊かな海浜を整備することによる海の水質浄化能力の回復に寄与することができないことや、水質をはじめとした良好な港湾環境の整備ができないことによる環境学習の場等を市民へ提供することができない。しかし、本市の近年の財政状況が厳しいなかで同じ緑地事業でも選択と集中を行い、防災緑地を優先して整備しており、環境のための緑地整備が喫緊の課題ではなくなっていると考えている。
	【対応方針(原案)】 事業休止 (D) …複数年にわたって予算の執行を行わないもの 北港南海浜は、大阪湾の生態系及び自然環境の保全、向上や交流機会の増加に寄与するための事業の必要性は変わっていない。 しかし、夢洲地区周辺の進捗状況等と併せた整備が必要であること、本市の近年の財政状況が厳しいなかで同じ緑地事業でも選択と集中を行い、防災緑地を優先して整備しており、環境のための緑地整備が喫緊の課題とされていないため、「事業休止 (D)」とする。

(3) 有識者から所管局への確認事項

- ・角野委員より着手済みの地区の現況及び休止期間中の維持管理方法について質問があった。

これに対して所管局より、着手済みの地区での実施済みの工事内容は地盤改良(砂杭打設・盛砂2.5m)のみであり、それらは水面下にあることから、維持管理の必要はない状況であるとの説明があった。

- ・松島委員より夢洲地区の計画に変更があった場合の利用者の想定及び事業内容への影響について質問があった。

これに対して所管局より、北港南海浜は市内唯一の施設であり、広域的な利用も想定し、周辺住民だけの利用を想定した施設ではないため、土地利用計画に変更があった場合でも本事業の計画に影響するものではないとの説明があった。

なお、当該事業地区に隣接するエリアに設置する大規模太陽光発電(メガソーラー)※については、約20年間の限定的な有効活用事業と考えているとのことであった。

※法律改正により廃棄物処分場の閉鎖・廃止の手続きが強化されており、土地利用可能となるまでにかかなりの年数を要するため、その間の活用として実施。

- ・松島委員より夢洲地区の計画に変更があった場合の費用便益比(B/C)への影響について質問があった。

これに対して所管局より、仮に極端な仮定をして「交流機会の増加」(旅行費用法で算定)にかかる便益が0になったとしても、「生態系や自然環境の回復・保全」(仮想的市場評価法で算定)にかかる便益が費用を上回るため、費用便益比(B/C)が1を下回ることはないとの説明があった。

(4) 有識者の意見

自己評価は妥当である(全委員)

[理由等]

- ・「事業の必要性」「事業の実現見通し」「事業の優先度」の3つの視点での分析も適当であり、「事業休止(D)」は妥当といえる。

[留意事項]

- ・事業休止中においても、大阪港の自然環境の保全向上の重要性について、忘れられることがないように引き続き広報・啓発などの情報発信に努められたい。(角野委員 ※その他の委員も賛同)

■港湾緑地整備

事業番号 5 鶴浜緑地整備事業 (所管局：港湾局)

(1) 事業の実施状況

事業概要	大正区鶴町3丁目			
	総面積：約64,000㎡ 整備内容：園路、植栽、オープンスペース、照明施設、便所、魚釣り開放区域、運動施設(グラウンド)			
費用便益	費用便益比 B/C=7.86 (総便益B：920億円、総費用C：117億円)			
	[効果項目]・直接利用価値 (レクリエーションの場の提供、心理的な潤いの提供) ・間接利用価値 (季節感を享受できる景観の提供、災害時の救援活動の場の確保) [受益者] 市民・緑地利用者			
進捗状況	事業開始時点 (平成19年度)		再評価時点 (平成24年度)	
経過及び完了予定	事業開始年度	平成19年度	事業開始年度	平成19年度
	着工年度	平成20年度	着工年度	平成20年度
事業費	完了予定年度	平成29年度	完了予定年度	平成36年度
	総事業費	約12億円	総事業費	約12億円
事業規模	既投資額	約2.6億円	既投資額	約2.6億円
	緑地整備	64,000㎡	緑地整備	64,000㎡
うち完了分		—	緑地整備	0㎡
進捗率		—	工事進捗率	0%
		—	事業費ベース	21%

(2) 所管局の自己評価

視点ごとの評価	《事業の必要性》 A～C (投資効果があり、社会経済情勢等の変化に対しても適合している)
	鶴浜緑地は、ウォーターフロントの開放によりアメニティあふれる水辺空間を活用した親水緑地を計画しており、緑の拠点となる憩いのある空間、海と親しみ、ふれあえる場として整備を行うため、必要な事業である。さらに、大阪港港湾計画において、防災緑地として位置付けられており、大阪市地域防災計画では、大阪港港湾計画に基づき耐震強化岸壁から輸送される緊急物資の一時保管場所や荷捌き等の災害応急対策活動に資する緑地として位置付けられているため、必要な事業である。
	《事業の実現見通し》 C (一定の進捗は見込まれる)
	港湾局運営方針での重点的に取り組む主な経営課題を実施していくなかで、必要となる事業費確保に努め、限定的な実施としながらも平成36年度を目途に完成を目指す。
	《事業の優先度》 C (影響小)
【対応方針(原案)】 事業継続 (C) … (A)、(B)より優先度が劣り、限定的な実施にとどまるもの	[重点化の考え方]
	・重点化の位置付けはない。
	[事業が遅れることによる影響]
	・防災緑地として必要とされるオープンスペースは確保できているものの、ウォーターフロントを開放したアメニティあふれる水辺空間としての親水緑地機能を市民に提供することができない。
	鶴浜緑地は、大正区鶴浜地区の港湾環境の改善や交流機会の増加に寄与するとともに、大規模地震時における防災緑地として、事業の必要性は変わっていない。
しかし、港湾局運営方針において重点的に取り組む主な課題は「物流を支える拠点港湾の形成、国際競争力の強化」であり本事業の位置付けはなく、また、本市の近年の財政状況が厳しいことから、さらに限定的な実施となるが、防災緑地として必要なオープンスペースは確保できていることから、「事業継続 (C)」とする。	

(3) 有識者から所管局への確認事項

- ・角野委員より周辺用地の開発予定について質問があった。

これに対して所管局より、商業施設・住宅等として開発を予定しており、商業施設については現在誘致活動中であるとの説明があった。

- ・角野委員より防災緑地としての対象圏域について質問があった。

これに対して所管局より、防災緑地としては、耐震強化岸壁となっている鶴浜岸壁から荷揚げする緊急物資等の一時保管、臨時のヘリポート等のスペースであり、対象圏域は基本的に大阪市全域となるとの説明があった。

- ・塚口座長より年度ごとの事業費の増減の要因について質問があった。

これに対して所管局より、鶴浜緑地の各年度の事業費の大幅な増減は各年度の整備内容・工事の種類によるものであり、予算確保の困難さに起因するものではないとの説明があった。

- ・複数の委員より対応方針（原案）における「限定的な実施」の内容について質問があった。

これに対して所管局より、鶴浜緑地については今後周辺の開発状況に合わせて、段階的に整備・完成させて部分供用開始するとの説明があった。

また、グラウンドと駐車場の部分供用(12,380㎡)については24年度の工事で完成し、25年度早々に供用開始予定であり、グラウンド等の施設整備完了後は、グラウンド等と動線的につながる北側西部分(15,620㎡)について、水辺空間を活用した親水緑地として整備を実施する予定であるとのことであった。

(4) 有識者の意見

自己評価は妥当である（全委員）

[理由等]

- ・「事業の必要性」「事業の優先度」の視点ごとの分析は適当であり、「事業の実現見通し」については、計画全体の実現の面からは課題があるが、周辺の開発状況に合わせて段階的に整備・完成させて部分供用開始するものとしており、また、防災緑地として明確に位置付けられていることから「事業継続(C)」は妥当といえる。

[留意事項]

- ・各区域の段階的な整備を順次進めるにあたっては、限られた予算で効果を最大限に発揮できるよう配慮されたい。(松島委員 ※その他の委員も賛同)
- ・各区域の限定的・段階的な整備については、今後進められる周辺の業務商業用地や住宅用地の開発状況をしっかり見据え、適宜判断して実施されたい。(角野委員 ※その他の委員も賛同)

事業番号 6 南港南ふ頭緑地整備事業 (所管局：港湾局)

(1) 事業の実施状況

事業概要	住之江区南港南6丁目			
	総面積：約23,000㎡ 整備内容：干潟、植栽（環境学習の一環）			
費用便益	費用便益比 B/C=7.05 (総便益B：268億円、総費用C：38億円)			
	[効果項目]・直接利用価値（レクリエーションの場の提供、心理的な潤いの提供、教育の場の提供） ・間接利用価値（季節感を享受できる景観の提供、動植物の生息・生育環境の保存） [受益者] 市民・緑地利用者			
進捗状況	事業開始時点（平成20年度）		再評価時点（平成24年度）	
経過及び完了予定	事業開始年度	平成20年度	事業開始年度	平成20年度
	着工年度	平成20年度	着工年度	平成20年度
	完了予定年度	平成24年度	完了予定年度	未定
事業費	総事業費	約1.6億円	総事業費	約1.6億円
			既投資額	約0.3億円
事業規模	緑地整備	23,000㎡	緑地整備	23,000㎡
うち完了分		—	緑地整備	0㎡
進捗率		—	工事進捗率	0%
		—	事業費ベース	19%

(2) 所管局の自己評価

視点ごとの評価	《事業の必要性》 A～C（投資効果があり、社会経済情勢等の変化に対しても適合している） 昭和48年の港湾法の一部改正を契機に、市民に親しまれる港づくりを目指し、港湾の環境や景観を整備し、保全する目的で国の補助事業を活用して臨海地域の緑地造成を実施しているため、必要な事業である。 環境学習施設として市内に立地する他の環境学習施設と連携するとともに、環境学習を通じて自然環境保全の重要性等に係る情報発信の場としての緑地施設として整備を実施しているため、必要な事業である。
	《事業の実現見通し》 D（当面進捗が見込めないが、コスト縮減や代替案立案等の可能性あり） 港湾局運営方針での重点的に取り組む主な経営課題を実施していくなかで、本事業は当面の間休止し、土地利用や事業の見直しを視野にいたした検討を行う。
	《事業の優先度》 D（影響が極めて小さい） [重点化の考え方] - 重点化の位置付けはない。 [事業が遅れることによる影響] - 港湾の環境や景観を整備、保全する緑地機能や環境学習を通じて自然環境保全の重要性等に係る情報発信の場を市民へ提供することができない。
	【対応方針(原案)】 事業休止（D）…複数年にわたって予算の執行を行わないもの 港湾法の市民に親しまれる港づくりの目的に変更はなく、また、自然環境保全の重要性等に係る情報発信の場の整備である本事業の必要性は変わっていない。 しかし、本市の近年の財政状況が厳しいなか、同じ緑地事業でも選択と集中を行い、防災緑地を優先して整備しており、環境のための緑地整備が喫緊の課題ではなくなっていること、また当該地区の土地利用や事業の見直しを視野にいたした検討の必要性が高まっていることから当面の間「事業休止（D）」とする。

(3) 有識者から所管局への確認事項

- ・角野委員より休止中の事業用地の管理について質問があった。

これに対して所管局より、当該事業区域については、フェンスで囲い一般には供用していないとの説明があった。

- ・塚口座長より費用便益分析に「大規模公園費用対効果分析手法マニュアル」を採用している理由について質問があった。

これに対してゆとりとみどり振興局より、広域的に利用が見込まれる公園については「大規模公園費用対効果分析手法マニュアル」の対象となるとの説明があった。

(4) 有識者の意見

自己評価は妥当である（全委員）

[理由等]

- ・「事業の必要性」「事業の実現見通し」「事業の優先度」の3つの視点での分析も適当であり、防災緑地等の位置づけもなく緊急性が認められないため「事業休止(D)」は妥当といえる。

■公園

事業番号 7 御幣島中央公園事業 (所管局：ゆとりとみどり振興局)

(1) 事業の実施状況

事業概要	西淀川区御幣島4丁目地内 近隣公園（主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園で1箇所あたり2haを標準として配置するもの） 都市計画決定面積 2.3ha 事業認可面積 2.3ha 公園整備面積 2.3ha		
費用便益	費用便益比 B/C=2.55 (総便益B：63.4億円、総費用C：24.9億円) [効果項目]①利用価値(子供たちの安全な遊び場やレクリエーションの場など、実際に公園を利用する、または将来の利用を担保する価値) ②環境価値(緑地、うるおいある町並みなど都市景観の向上、都市環境を維持・改善する価値) ③災害価値(災害・延焼防止の役割、一時的な避難場所など震災等災害時に有効に機能する価値) [受益者] 半径1.5kmを圏内とする大阪市民		
進捗状況	事業開始時点 (平成10年度)	再評価時点 (平成19年度)	再々評価時点 (平成24年度)
経過及び完了予定	都市計画決定 昭和49年度 事業採択年度 平成10年度 着工予定年度 平成13年度 完成予定年度 平成15年度	都市計画決定 昭和49年度 事業採択年度 平成10年度 着工予定年度 平成23年度 完成予定年度 平成25年度	都市計画決定 昭和49年度 事業採択年度 平成10年度 着工予定年度 未定 完成予定年度 未定
事業費	総事業費 17億円 既投資額 3億円	総事業費 17億円 既投資額 10億円	総事業費 17億円 既投資額 10億円
事業規模	公園整備面積約2.3ha	公園整備面積約2.3ha	公園整備面積約2.3ha
うち完了分	用地取得面積 0.6ha 公園整備 0ha	用地取得面積約2.3ha 公園整備 0ha	用地取得面積約2.3ha 公園整備 0ha
進捗率	用地取得率 28% 公園整備率 0% 事業費ベース 18%	用地取得率 100% 公園整備率 0% 事業費ベース 59%	用地取得率 100% 公園整備率 0% 事業費ベース 59%

(2) 所管局の自己評価

視点ごとの評価	《事業の必要性》 A～C (投資効果があり、社会経済情勢等の変化に対しても適合している) 本市の公園1人当たり面積は3.5m ² /人で政令市の平均6.6m ² /人に比べても約半分となっている。また、市政モニターアンケートでは、緑に不満があると答えた市民のうち、緑が少ないと感じている市民は41.4%にのぼるなど、依然として公園は不足している。
	《事業の実現見通し》 C (一定の進捗は見込まれる) 用地取得は終わっている。今後は、整備の範囲や水準を検討し整備費の縮減を図るとともに、区と連携して地元との調整をすすめ、予算の確保に努め、事業の進捗を図る。
	《事業の優先度》 C (影響小)
	[重点化の考え方] ・重点化の位置づけはない [事業が遅れることによる影響] ・公園事業費が縮小していることから、事業の長期化が予想されるが、用地取得は完了している。レクリエーション空間としての機能は十分に発現していないものの、公共空地として延焼の防止・避難場所など一部の効果は発現しており、一定広場としての機能を有していることから、事業が遅れることへの影響は少ない。
【対応方針(原案)】 事業継続 (C) … (A)、(B)より優先度が劣り、限定的な実施にとどまるもの	
本公園は市街化が進んだ本市の近隣公園として、主に近隣に居住する方々の利用に供することを目的としており、貴重なオープンスペースを提供すると共に、レクリエーション、都市環境の向上、防災機能の向上等の効果が期待される。このように地域における本公園の重要性は高い。また、市全体で見ても、本市の市民1人当たり公園面積は3.5m ² /人で、政令市平均の6.6m ² /人と比べて約半分となっており、依然として公園が少ない状況である。当公園については、今後5年間で予算確保に努め、公園利用者の利便性の向上及び維持管理上必要であり、一時避難所としても求められる最低限の整備を実施し、事業を完了させて供用するものとするが、現状は広場として地域で既に利活用が図られており、一時避難所に指定されるなど広場機能や防災機能の重要な効果は発現しており、遅延の影響は比較的少ないため、「事業継続 (C)」とする。	

(3) 有識者から所管局への確認事項

- ・複数の委員より現況のグラウンドとしての利用状況を踏まえた整備内容の再検討について質問があった。

これに対して所管局より、現状は土の広場であり球技やレクリエーションに一定利用されているが、本来の総合的に遊具・休息施設・広場等を整備した公園にできればより利用率が上がる見込みであることや、また、正式整備後もグラウンドは確保可能な見込みであるとの説明があった。

- ・複数の委員より対応方針（原案）における「限定的な実施」の内容について質問があった。

これに対して所管局より、現状は、一時避難所として最低限のインフラ整備もできていないため、今後5年間で予算確保に努め、公園利用者の利便性の向上及び維持管理上必要で、一時避難所としても求められる最低限の整備を実施し、事業を完了させて供用することとしたとの説明があった。

- ・高瀬委員より過去5年間進捗が見られなかった原因について質問があった。

これに対して所管局より、中之島公園の再整備への財源集中の影響等もあり、財源が確保できなかったことが要因との説明があった。

- ・角野委員より今後の事業費確保の見込みについて質問があった。

これに対して所管局より、中之島公園の整備は平成22年度で完了している。今後は、平成27年度まで集客観光の観点から大阪城公園・天王寺公園の再整備を実施するため、当公園については平成27年度以降の整備に向けて調整したいとの説明があった。

- ・松島委員より「限定的な実施」にかかる費用について質問があった。

これに対して所管局より、1㎡あたりの整備単価から計算すると2.3haで約4.6億円程度となるものと考えているが、正確な積み上げまではしていないとの説明があった。

(4) 有識者の意見

自己評価は妥当である（全委員）

[理由等]

- ・「事業の必要性」・「事業の実現見通し」については、当初の計画のままでは疑義があったが、必要最低限の整備を実施し事業を完了させて供用するものとしているため「事業継続(C)」は妥当といえる。

[留意事項]

- ・事業の実施にあたっては、最も効率的に機能が発揮されるよう、この種別の公園であれば、このような設備・遊具が必要というような従来の計画論にとらわれることなく、公園の使い方や周辺地域の状況と意向を十分確認しながら事業を進めていただきたい。(角野委員 ※その他の委員も賛同)

事業番号 8 大和川公園事業 (所管局：ゆとりとみどり振興局)

(1) 事業の実施状況

事業概要	住吉区荻田10丁目、庭井2丁目、山之内5丁目、浅香1丁目、東住吉区矢田5丁目地内 都市計画決定面積 43.8ha 事業認可区域面積 6.7ha 公園整備面積 6.7ha (本公園は広範囲にわたり都市計画決定されている。その中で用地状況等、事業実施の可能性があるところから事業認可を取得している。それぞれの区域で、面積規模に応じて、街区公園、地区公園として開設している。)		
費用便益	費用便益比 $B/C=3.04$ (総便益B: 1,274.7億円、総費用C: 418.9億円) [効果項目]①直接利用価値 (健康の促進、レクリエーションの場の提供など、直接的に公園を利用することによって生じる価値) ②間接利用価値 (緑地の保全、火災延焼防止など間接的に公園を利用することによって生じる価値) [受益者]大阪市民 公園中心4km圏の堺市民及び松原市民		
進捗状況	事業開始時点 (平成4年度)	再評価時点 (平成19年度)	再々評価時点 (平成24年度)
経過及び完了予定	都市計画決定(当初)昭和3年度 事業採択年度平成4年度 着工予定年度平成7年度 完成予定年度平成8年度	都市計画決定(当初)昭和3年度 事業採択年度平成4年度 着工年度 平成4年度 完成予定年度 未定	都市計画決定(当初)昭和3年度 事業採択年度平成4年度 着工年度 平成4年度 完成予定年度 未定
事業費	総事業費 53億円	総事業費 278億円 既投資額 261億円	総事業費 277億円 既投資額 265億円
事業規模	都市計画決定約43.8ha 事業認可区域約2.0ha	公園整備面積約6.7ha	公園整備面積約6.7ha
うち完了分	—	用地取得面積 6ha 公園整備 4.6ha	用地取得面積 6.2ha 公園整備 4.6ha
進捗率	—	用地取得率 90% 工事進捗率 69% 事業費ベース 94%	用地取得率 93% 工事進捗率 69% 事業費ベース 96%

(2) 所管局の自己評価

視点ごとの評価	《事業の必要性》 A～C (投資効果があり、社会経済情勢等の変化に対しても適合している) 本市の公園1人当たり面積は3.5m²/人で政令市の平均6.6m²/人に比べても約半分となっている。また、市政モニターアンケートでは、緑に不満があると答えた市民のうち、緑が少ないと感じている市民は41.4%にのぼるなど、依然として公園は不足している。
	《事業の実現見通し》 C (一定の進捗は見込まれる) 用地取得率は高いものの、財政状況が厳しいため残りの用地取得は非常に厳しい状況であるが、一部、阪和貨物線跡の用地部分については、譲渡を受け整備予定である。
	《事業の優先度》 C (影響小) [重点化の考え方] - 重点化の位置づけはない [事業が遅れることによる影響] - 公園事業費の縮小により、事業の長期化が予想されるが、4箇所中3箇所、面積で約7割は供用している。残る1箇所についても、広場として公園機能の一部は発現していることから、遅延による影響は少ない。
	【対応方針(原案)】 事業継続 (C) … (A)、(B)より優先度が劣り、限定的な実施にとどまるもの 本公園は、大和川の良い自然環境と開放的な空間を享受する本市でも数少ない風致公園で、全体計画面積も43.8haと大規模であることから、レクリエーションや防災性の向上など多様かつ重要な機能を有する都市レベルの公園である。また、本市の市民1人当たり公園面積は3.5m²/人で、政令市の平均6.6m²/人と比べて約半分と、依然として公園が少ない。以上のように都市レベルから見ても、本公園の必要性は高い。現在は事業認可を取得したところから事業を実施し、順次開設している。事業認可を受けている4箇所のうち3箇所では街区公園、地区公園などとして各地区それぞれの規模に応じた機能を発現している。当公園については、今後5年間で予算確保に努め、公園利用者の利便性の向上及び維持管理上、必要である最低限の整備を実施し、事業を完了させて供用するものとするが、事業認可区域のうち、未開設の部分は、現状、広場として地域で利活用が図られており、広場機能の一部は発現していることから、遅延の影響は少ないため、「事業継続 (C)」とする。

(3) 有識者から所管局への確認事項

- ・角野委員より公園の位置づけについて質問があった。

これに対して所管局より、風致公園として都市計画決定しているが、整備を進めている4つの事業認可部分は、個々には街区公園・地区公園クラスであり、それに類した扱いが必要であること、及び、全体が完成に近付けば風致公園としての機能を発揮するようなとらえ方が必要となるが、現状では個々の公園としての扱いとなっているとの説明があった。

- ・複数の委員より対応方針（原案）における「限定的な実施」の内容について質問があった。

これに対して所管局より、今後5年間で予算確保に努め、公園利用者の利便性の向上及び維持管理上必要で、一時避難所としても求められる最低限の整備を実施し、事業を完了させて供用することとしたとの説明があった。

- ・角野委員より今後の事業費確保の見込みについて質問があった。

これに対して所管局より、平成27年度まで集客観光の観点から大阪城公園・天王寺公園の再整備を実施するため、当公園については平成27年度以降の整備に向けて調整したいとの説明があった。

- ・松島委員より「限定的な実施」にかかる費用について質問があった。

これに対して所管局より、1㎡あたりの整備単価から計算すると約2haで4億円程度となるものと考えているが、正確な積み上げまではしていないとの説明があった。

(4) 有識者の意見

自己評価は妥当である（全委員）

[理由等]

- ・「事業の必要性」・「事業の実現見通し」については、当初の計画のままでは疑義があったが、必要最低限の整備を実施し事業を完了させて供用するものとしているため「事業継続(C)」は妥当といえる。

[留意事項]

- ・事業の実施にあたっては、最も効率的に機能が発揮されるよう、この種別の公園であれば、このような設備・遊具が必要というような従来の計画論にとらわれることなく、公園の使い方や周辺地域の状況と意向を十分確認しながら事業を進めていただきたい。(角野委員 ※その他の委員も賛同)

3 その他の意見

事業再評価の対象となった事業について意見を求める中で、特定の事業に限定しない課題について次の様な意見をいただいた。

○事業の早期完了に向けた土地収用の活用等の検討について

(水谷委員 ※その他の委員も賛同)

今回、事業開始時の予定から着工が7年遅れている街路事業（事業番号 1 阪急電鉄京都線・千里線連続立体交差事業）が事業再評価の対象となったが、事業の長期化の主たる要因は用地取得の難航にあるとの説明であった。

当該事業に限らず、用地取得の遅れなどによる事業の長期化については、費用対効果が悪化するのみならず、用地買収により私有地が公有地となることで固定資産税等が減収となることから、用地買収開始後は速やかにその便益を発現できるよう、土地収用制度を活用し早期の着工・事業完了へ結びつける方法についてあらためて検討する必要がある。

なお、この点については、一担当部局の問題ではなく市全体で検討すべき問題である。

○公園の整備・公園のあり方の検討について

(角野委員・塚口座長 ※その他の委員も賛同)

今回、10年以上の長期にわたって事業の進捗が見られない公園事業（事業番号 7 御幣島中央公園事業）が再評価の対象となったが、当該事業については、公園事業の予算規模が大幅に縮減されていることから予算が確保できず事業が長期化しているが、整備内容を見直し、今後5年間で予算確保に努めて事業を完了させたいとの説明であった。

当該事業に限らず、公園事業については、必要とする予算の確保が困難であることから進捗が見られないものが多数あるものと思われる。また、公園の使い方の変化や地域の高齢化など社会経済情勢が変化しつつあることから、公園そのものに対する考え方を見直し、近隣公園であれば、このような設備・遊具が必要というような従来の計画論にとらわれることなく、最も効率的に機能が発揮されるよう、周辺地域の意向を十分確認しながら事業を進める必要があるものと思われる。

以上のことより、市全体としての公園の整備・公園のあり方について抜本的な議論を行われたい。